

公立大学法人静岡文化芸術大学における安全保障輸出管理規程

令和 7 年 4 月 1 0 日

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下、「法人」という。）の学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下、「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教職員等」法人の役員、教職員、その他法人に雇用されるすべての者をいう。
- (2) 「学生等」学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及びその他静岡文化芸術大学（以下、「本学」という。）に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。
- (3) 「外為法等」外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (4) 「技術の提供」外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (5) 「貨物の輸出」外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (6) 「取引」技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (7) 「リスト規制技術」外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）別表第 1 項から第 15 項までに定める技術をいう。
- (8) 「リスト規制貨物」輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 1 第 1 項から第 15 項までに定める貨物をいう。
- (9) 「キャッチオール規制」外為令別表第 16 項に定める技術及び輸出令別表第 1 第 16 項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (10) 「該非判定」提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (11) 「取引審査」提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し、法人として当該取引を行うかを判

断することをいう。

(12)「大量破壊兵器等」核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

(13)「通常兵器」大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1 第1 項に該当する貨物をいう。

(14)「大量破壊兵器等の開発等」大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

(15)「通常兵器の開発等」通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

(16)「居住者」外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5,6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。

(17)「非居住者」居住者以外の自然人及び法人という。

(18)「特定類型該当者」法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

(19)「部局等」各学部、各研究科、及び事務局をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、教職員等及び学生等が法人における教育、研究その他の活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第4条 法人の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。

(2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第5条 法人の輸出管理における最高責任者は、理事長とする。

2 最高責任者はこの規程の制定・改廃、外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下、「統括責任者」

という。)を置き、副学長をもって充てる。

(部局安全保障輸出管理責任者)

第7条 部局における輸出管理に係る業務を管理するため、部局安全保障輸出管理責任者(以下、「部局輸出管理責任者」という。)を置き、部局長をもって充てる。

(事前確認)

第8条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、事前確認シート(別記様式1-1、別記様式1-2)に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、取引審査の手の続の要否について、部局輸出管理責任者を経て輸出管理統括責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。

2 前項の事前確認により、取引審査の手の続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第9条(該非判定)、第10条(用途確認)及び第11条(需要者確認)の起票・確認を行い、第12条の取引審査の手の続を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手の続が不要とされた場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第9条 教職員等は、取引審査の手の続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」(別記様式3)を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

(1) 法人で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(2) 法人外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先からの該非判定書を入手しなくても法人として前号の手の続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略することができる。

(用途確認)

第10条 教職員等は、取引審査の手の続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める用途チェックシート(別記様式4)及び明らかガイドラインシート(別記様式5)を用いて

確認するものとする。

（需要者確認）

第 1 1 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを別途定める需要者チェックシート（別記様式 6）等を用いて確認するものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

（取引審査）

第 1 2 条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める審査票（別記様式 2-1 又は別記様式 2-2）を起票して部局輸出管理責任者による 1 次審査及び統括責任者による 2 次審査による承認を受けなければならない。

2 審査票には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

（許可申請）

第 1 3 条 前条第 1 項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第 1 4 条 教職員等は、技術を提供する場合、第 8 条の事前確認及び第 1 2 条の取引審査の手続が行われたこと並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 8 条第 1 項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第 1 2 条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第15条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第8条の事前確認及び第12条の取引審査手続が行われたこと並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第8条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第12条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて部局輸出管理責任者へ報告する。部局輸出管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第16条 教職員等は統括責任者及び部局輸出管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

第17条 統括責任者は、法人の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、提供・輸出を行った部局を対象に定期的に監査を行うものとする。

(調査)

第18条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、必要に応じてリスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第19条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第20条 統括責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第21条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を部局輸出管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 部局輸出管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに

に、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(事務の所管)

第22条 この規程に関する事務は、関係部課の協力を得て事務局企画室が行う。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

番号	
----	--

様式 1-1

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

記入年月日： 年 月 日

申請者	(フリガナ)		印 (本人署名又は記名押印)	所属・職名	
	氏 名			E-mail	
			内線		

※学会参加の場合は【 】内について記載してください

相手先氏名 【学会名】		国 名 【開催国】	
提供予定の 技術の内容 【発表テーマ】		相手先の 所 属 【大会名】	
		取引予定期間 【参加期間】	～
輸出貨物の名称(機器・試料等の名称)		用 途 (貨物の輸出の場合)	

* 貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者(利用者)についてご記入ください。

該当する事項にチェックを入れ(■・✓)、裏面(フローチャート)のチェックを行ってください。

☐ 技術の提供	☐ 貨物の輸出 (☐ 自作品(改造機器、試料を含む) ☐ 購入品)
--------------------------------	---

以下は、裏面(フローチャート)のチェックにおいて、作成要となった場合のみ作成してください。

〔相手先に関する懸念情報〕※裏面フローチャートの『J』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
仕向地が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)である。	☐ はい ☐ いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。)に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

以下は申請者は記入不要

部局輸出管理責任者確認欄(該当のものにチェックを入れる)	確認欄			
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。 ☐ 取引可 ☐ 審査票の作成を要する <table><tr><td>助言・コメント等</td></tr><tr><td></td></tr></table>	助言・コメント等		部局輸出管理責任者	企画室
	助言・コメント等			
	年 月 日	年 月 日		
印	印			

(備考)

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(技術の提供・貨物の輸出用)(様式5)」と②「キャッチオール規制チェックシート(様式4)」を作成し、この書類(様式1)とこれまで作成・徴収した書類を全て添付して、企画室へ提出してください。

安全保障輸出管理(技術の提供・貨物の輸出)に関するフローチャート

記入年月日: 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック(■・✓)を入れてください 網掛 部分を記入ください。

START⇒ 海外とコンタクトする

A) (自分で)外国へ行く(国際会議・海外での打合せ等)
※装置、試料等を自ら持ち出す場合は C) もチェックする。
但し、自己使用のパソコン、市販デジタルカメラ(普及品)、スマートフォンは除く

B) (自分は)国内にいる
※C)～E)の該当するものをすべてをチェックする

C) [貨物の輸出]
装置、試料等の物品(貨物)を持ち出す(持ち帰る)又は送付する。※技術を提供する場合は、D) もチェック
貨物の名称・概要

D) [技術の提供]
技術の提供(外国機関との共同研究等やメール・ファクス等での技術提供を含む)を行う。技術にはプログラムも含まれます。
提供する技術の概要

E) [外国派遣]
学生・研究員等を外国へ派遣する

F) 技術の提供を他者にしない、または、不特定多数が参加可能な国際会議・学会等への参加である
□ はい

□ いいえ

【外為法の例外規定の適用】
G) ① □ 論文投稿や特許出願等技術の公知化のための提供である(※注1)
② □ 公知の技術の提供である(※注1)
①、②の根拠記入欄
公表(予定)年月日:
公表(予定)媒体・学会名:
①、②の根拠記入欄

□ ①、②のいずれかに該当する

I) 相手先は輸出令別表第3の地域である(※表1)
□ はい
□ いいえ

□ ①、②のいずれにも該当しない

(※注1) 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引の例
◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
◆あらかじめ設定された見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
◆ソースコードが公開されているプログラムの提供
◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

H) 技術の該非判定(※注2)を、外国為替令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定書(様式3)を作成してください。
貨物の該非判定(※注2)を、輸出貿易管理令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定書(様式3)を作成してください。
* 経済産業省ホームページより貨物・技術のマトリクス表を参照してください http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
輸出する貨物・提供する技術は、「外為法リスト規制」に該当する □ はい □ いいえ

(※注2) 該非判定: 当該貨物又は技術が、輸出貿易管理令別表第1/貨物等省令、もしくは外国為替令別表/貨物等省令のいずれの項番・条項号に該当するか又は非該当であるかを判定する作業。なお、メーカーが作成した該非判定書を使用する場合は、内容を再確認したうえで添付してください。不明な点は、企画室へおたずねください。

J) 事前確認シート<様式1-1(表面)>の[相手先に関する懸念情報]をチェックしてください。
[相手先に関する懸念情報]に1つ以上「はい」がある。 □ はい □ いいえ

このシート(様式1-1裏面)と今までに作成・徴収した書類を全て
輸出管理責任者(副学長)へ提出して、審査を受けてください。

取引可

※表1: 輸出令別表第3の地域(輸出管理が適正に行われていると認められる国)
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

様式1-2

外国人(研究者・留学生・見学者等)受入れの事前確認シート

記入年月日: 年 月 日

申請者	(フリガナ)		印	所属・職名	
	氏 名		(本人署名又は記名押印)	E-mail	
			内線		

受入予定人物の氏名		出身国 (国籍)	
提供予定の技術の内容 (概要)		受入予定人物の所属先	
		受入予定期間	～
受入予定人物の 本学での身分等	☐ 留学生 (☐ 大学院生 ☐ 国際交流学生 ☐ 研究生 ☐ 学部学生 ☐ その他()) ☐ 研究者・教員 (☐ 本学で雇用(職名等:) ☐ その他()) ☐ 訪問者 ☐ 海外からの研究員・研修生 (※2名以上の場合は、別途参加者リストを作成し添付してください。)		

■ 以下を記述する前に、裏面(フローチャート)のチェックを行ってください。

以下は、裏面(フローチャート)のチェックにおいて、作成要となった場合のみ作成してください。

〔相手先に関する懸念情報〕※裏面フロー図の『E』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン)である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織(留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。)が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織(民間企業・組織を含む)による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

以下は申請者は記入不要

部局輸出管理責任者確認欄(該当のものにチェックを入れる)		確認欄	
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。		部局輸出管理責任者	企画室
☐ 取引可 ☐ 審査票の作成を要する		年 月 日	年 月 日
助言・コメント等		印	印

(備考)

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(外国人(研究者・留学生・見学者等受入れ用)(様式6)」と②キャッチオール規制チェックシート(様式4)を作成し、この書類(様式2)とこれまで作成・徴収した書類を全て添付して、企画室へ提出してください。

安全保障輸出管理(外国人研究者・留学生・見学者等の受入)に関するフローチャート

記入年月日: 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック(■・✓)を入れてください。 網掛 部分を記入ください。

START

外国人研究者・教員、留学生・研究生、見学者等を受入れる

A) ①日本で雇用関係を既に結び、日本で勤務している人である。
②受入研究室等が人文社会科学系の非実験系研究室である。
③学部への留学希望者である。
④学内施設見学、文化交流等を目的としている。

☐ ③④のいずれかに該当する

☐ ①の場合は、在籍証明書を添付

☐ ②の場合は、研究分野を記入

☐ ①②③④のいずれにも該当しない

【外為法の例外規定の適用等】

B) ① ☐ 公知の技術の提供である(※注1)
② ☐ 本大学での雇用を予定しており、雇用前に技術提供を行わない。

①の根拠記入欄

公表(予定)年月日:

公表(予定)媒体・学会名:

☐ ①、②のいずれかに該当する

C) 相手先は輸出令別表第3の地域である(※表1)

☐ はい

☐ いいえ

☐ ①、②のいずれにも該当しない

(※注1) 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引の例
◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
◆あらかじめ設定された見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
◆ソースコードが公開されているプログラムの提供
◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

D) 技術の該非判定(※注2)を、外国為替令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定書(様式3)を作成してください。
* 経済産業省ホームページより貨物・技術のマトリクス表を参照してください http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

提供・指導予定技術は、「外為法リスト規制」に該当する

☐ はい

☐ いいえ

(※注2) 該非判定: 当該貨物又は技術が、輸出貿易管理令別表第1/貨物等省令、もしくは外国為替令別表/貨物等省令のいずれの項番・条項号に該当するか又は非該当であるかを判定する作業。なお、メーカーが作成した該非判定書を使用する場合は、内容を再確認したうえで添付してください。不明な点は、企画室へおたずねください。

E) 事前確認シート<様式1-2(表面)>の[相手先に関する懸念情報]をチェックしてください。
[相手先に関する懸念情報]に1つ以上「はい」がある。

☐ はい

☐ いいえ

このシート(様式1-2裏面)と今までに作成・徴収した書類を全て
輸出管理責任者(副学長)へ提出して、審査を受けてください。

※表1: 輸出令別表第3の地域(安全保障輸出管理が適正に行われていると認められる国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

2/2

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

記入年月日： 年 月 日

統括責任者	部局輸出管理責任者	企画室	申請者

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）					
技術・貨物の名称		(金額) :			
該非判定 (1～15項)	＜技術＞ 外為令別表： 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐不明・疑義 (貨物等省令： 条 項 号) ☐公知 ☐基礎科学 ☐規制対象外 ＜貨物＞ 輸出令別表第1： 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐不明・疑義 (貨物等省令： 条 項 号) ☐少額特例 ☐規制対象外 上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。				
仕向地（国名）		☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他			
契約先	名称（英字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。			
	所在地				
需要者 又は 利用者	名称（英字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。			
	所在地				
用 途	内容（ ） ☐ 大量破壊兵器等関連 ☐ 通常兵器関連 ☐ 軍関連 ☐ 不明・疑義 ☐ その他				
	資料： ☐ 有（ ） ☐ 無				
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域以外の国（国連武器禁輸国・地域を含む）向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ◆キャッチオール規制チェックシートの ①「用途」チェックリストに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②「需要者」チェックリストに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ				
	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ◆キャッチオール規制チェックシートの ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ				
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか ☐ はい ☐ いいえ				
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか ☐ はい ☐ いいえ				
取引経路	→ →				
契約予定	年 月 日	取引予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

2. 総合取引判定結果 (判定年月日： 年 月 日)

取引審査判定	☐ 承認 ☐ 規制対象外 ☐ 非該当 ☐ 特例（少額、その他）
	☐ 条件付承認 ☐ 包括許可 ☐ 個別許可 ☐ 許可例外
	☐ 経済産業省へ届出／相談 ☐ 不承認
取引承認条件	
上記判定理由	

様式 2-2

審査票 (外国人 (研究者・留学生・見学者等) 受入れ用)

記入年月日： 年 月 日

輸出統括管理責任者	部局輸出管理責任者	企画室	申請者

1. 受入予定者に教育・提供する技術の概要

[illegible]

2. 総合受入判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

受入審査判定	☐ 承認 ☐ 条件付承認 ☐ 規制対象外 ☐ 非該当 ☐ 特例（公知・基礎科学、その他） ☐ 経済産業省へ届出／相談 ☐ 不承認
受入承認条件	
上記判定理由	

該非判定票

【様式 3 号】

作成日： 年 月 日
 作成責任者： 氏名 所属・職名
 連絡先： Tel E-mail

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等	
--------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄が 1 か所以上ある	すべて「該当し ない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※購入品の場合、購入先（メーカー、商社等）から該非判定書入手した場合は、別紙「対比表」に代えることができます。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）
又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注）本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

輸出貿易管理令・外国為替令の関連項目等と技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		

技術／貨物の該非判定結果 ☐ 該当 ☐ 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の關係項、貨物等省令の關係箇所及び解釈通達の關係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の關係が分かるよう記載すること。
- ・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		
第 4 項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第 1 6 条 第 5 項	外為令別表 4 の項（5）の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解（1,300 度以上 2,900 度以下の温度範囲において、かつ、130 パスカ ル 以 上 20,000 パスカ ル 以 下 の 絶 対 圧 力 の 範 囲 に お い て 行 う も の に 限 る。）により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		・2,000～2,500 度の温度範囲 ・15,000～20,000 パスカルの絶対圧力 以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。 したがって、該当。

技術／貨物の該非判定結果 ☒ 該当 ☐ 非該当

「用途」チェックシート

【様式4】

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。

このシートに記入して、事前確認シートに添付してください（「はい」「いいえ」どちらかに○をつけること。）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
別表	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用		はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊、インド軍隊又はドイツ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

（※）別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
二 産業用の発破器
三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の状態・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・状態	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における状態	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の状態	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・－
	⑱ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。	はい・いいえ・－
その他	⑲ その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・－

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

「需要者」チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○を付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ